



役場事務所  
印刷株式会社  
行所  
東村  
田印  
北洋

# 農地被買収者等に対する

## 給付金の支給について

今回農地被買収者に対する給付金の支給に關する法律は、なにごんにもほぼ二十年に遡る過去の農地の移動でありますこと、請求手続等が複雑になっており急速かつ大盤に行なわれた農地の移動を再確認して、はじめて支給されますので、折角貴重な給付金の支給であるからには、円滑に確実にそして適正にこの法律に従って給付金の請求をして頂くようお願いいたします。

地の荒渡を受けた場合その荒渡しの面積を差引いた買収の面積とする。  
ウ、以上の計算後買収面積の反未満の端数は切り捨てる。  
エ、反当り単価は、一反以上一町までの分が二万円、一町以上三町までの分が六千円、三町以上上の分が二千円とする。  
オ、一畝以上一反未満までの人の給付金の額は一律に一万円とする。

1、農地改革で農地を一畝以上買収された者またはその遺族に対して給付金が支給されます。  
2、その給付金額は買収された農地の面積に反当り単価を乗じて算出した額(その額が百万円以上の場合百万円)とするがこの場合、如の面積は実面積の大割に換算する。  
ア、農地を買収されたが同時に農

3、前記の記名国債は十年償還(一万円支給は五年償還)無利子とする。  
4、給付金を受けようとする者は所定の請求用紙に証拠書類を添えて、村長に提出すると村長はこれを買収を受けた者の本籍地の知事に進達する。知事の認定があった場合、最寄りの財務局から国債交付通知書が交付される。請求者はこれをもって日銀の支店、代理店から国債を受領する。  
この国債で毎年六月十五日に最

寄りの郵便局から償還金を受領する。  
以上がこの法律のあらましであり、また、そこでのように請求するかと申しますと、  
5、給付金の請求手続  
給付金請求者は、村長を経由して知事に対して必要な添付書類を添えて請求書を出すことにあります。その方法としては持参しても郵送してもよいですが、請求書の記載事項は複雑で、いろいろの書類を添える必要もあり、ですので、できるだけ持参しその場で一応の書類の審査をしてもらうようにしたほうがよいでしょう。そうでないとなつて添付書類の不足や請求書の不備などため請求書が突き返されかねません。  
6、請求期限  
給付金支給はこれを受けようとする者の請求に基づいて行なわれますが、実際に請求書を出してできる期間は昭和四十年八月二十日から同四十二年三月三十一日までということとなります。  
この期間内ならどのような時点で請求書を出してもかまいません。いそいで請求書を出すと、書き落しや添付書類の付落しがおこりがちですので念には念を入れてきちんとした請求書を間違いないで作成し提出するよう心がけてはじめて得であるといえます。  
7、準備すべき書類のあらまし  
買取関係  
ア、別法第九條の買取合書  
イ、登記所の発行するその買収の事実を明らかにすることができる登記簿の謄抄本

ウ、農業委員会の発行する「被買収農地調査結果通知書」のいずれが必要ですが(ウ)の「被買収農地調査結果通知書」は買取合書がなくとも登記簿謄抄本では買収の事実が明らかにならない場合にのみ発行してもらうことができます。にすぎません。  
売渡關係  
その農地の被買収者の昭和二十一年十二月二十九日から同二十七年十月二十日までの間における住所地の農業委員会の発行する「被売渡農地調査結果通知書」添付することになります。  
8、基準本籍地の謄抄本  
基準となる本籍地がどこにあつたかを明らかにすることができ戸籍の謄抄本を添付する必要があります。  
9、印鑑票  
国債受領の際に必要な印鑑票が國債の受領枚数に應じて必要になります。  
10、農地被買収者が死亡している場合  
支給法は昭和四十年四月一日から適用することとされていますので、昭和四十年三月三十一日以前に死亡している場合には、その遺族が給付金の支給を受けることとなります。  
11、遺族の範囲  
遺族の範囲は農地被買収者の死亡の当時における配偶者、子、孫および父母ですが配偶者としては「婚姻届をしていなかったが、事実上婚姻関係と同様な事情にあつた者」すなわち内縁関係にあつた者も含んでいます。  
また、子、孫、および父母とし

ては、実子、実父母等だけではなく養子、養父母等も含まれています。  
12、遺族間の受給順位  
同じ遺族であっても、その間に一個の受給順位が決められているので、順位が後になっている者は、それより先の順位の人がいないう場合にだけ、給付金の支給を受けることとなります。  
このような遺族の順位としては、まず子、孫、父母については子が第一順位、孫が第二順位、父母が第三順位とされていますが配偶者は先順位の遺族と常に同順位とされています。  
以上がこの法律のあらましであります。尚くわしいことは、役場農業委員会におたずね下さい。  
農業委員会

### 天気予報 (9月10日)

全般概況 九月の台風は二個位本邦に影響するものがあり、十月にも一個位影響するものがありそうです。又十一月は周期的に天候が変り一時冬型の気圧配置をとることがあります。  
九月概況 月はじめは夏型の天候が現われるが、日本海北部に高気圧が現われ、雲が多く気温は時々低めとなりそうです。平均気温は低めか平年並みで降水量は日昨の平年並の見込みです。台風は10日の前半と後半に一個ずつ本邦に影響する見込みです。  
十月概況 前半は移動性高気圧が本邦を北偏して通ることが多く、時々降れる日がありますが気温は低めでしょう。後半は気温は高めで平均では平年並になりまし、降水量は平年並か少なめ日照は多めの見込みです。

ア、農地を買収されたが同時に農

ア、別法第九條の買取合書  
イ、登記所の発行するその買収の事実を明らかにすることができる登記簿の謄抄本

ア、別法第九條の買取合書  
イ、登記所の発行するその買収の事実を明らかにすることができる登記簿の謄抄本

農業近代化資金について

経済土木課

四十年度農業近代化資金の第一期、第二期の貸付承認状況をお知らせします。
今年第一期分が例年と異って二回に別れて承認されており...

尚不承認の内容については次のような事項が指摘注意されています。
一、事業計画書の記載事項に不備があり当書の希望施設の内容及び農業近代化計画が明確に把握出来ないもの。
二、施設規模の計画内容(単価等)が適当と認められないもの。
三、作業体系上などからみて個人所有より共同利用が望ましい等農業近代化計画が不備のもの。
四、希望貸付金と現在借入金と年間農業所得との関係(経営面積経営内容及び貯金等の状態も加味して)を考慮して借入金の負担が過重となり且つこのことが新施設取得達成にかかる農業近代化計画に表現されていず不明確なもの。
(尚農業近代化借入申請の際は農協とよく相談の上、また農協ごとにも地区経営担当普及員との話し合いも持たれることとなっております)
以上の点を十分協議の上完全なる計画を樹立して下さい。

農業近代化資金承認(不承認)状況

昭和40年第1期~第2期

Table with columns for 第1期の1 and 2, and 第2期. Sub-columns for 承認 and 不承認, with rows for 件数, 事業費, 貸付金. Total counts are provided at the bottom.

Table with columns for 第2期 and 第1~第2期合計. Sub-columns for 承認 and 不承認, with rows for 件数, 事業費, 貸付金. Total counts are provided at the bottom.

農家労働力対策事業と就業相談連絡員の委嘱について

農業委員会

農家の就業構造は近年大きく変化を遂げてきた。
いうまでもなく、昭和三十年以降の経済の進展は、農家労働力を激しく吸収し、昨今の不況も失業なき不況とまでいわれるように、全体として労働力は過剰から不足へと大きく変化をしております。

とり、必要な啓発活動、経営伝習農場、その他、各種研修施設への入所、あつせん等を次に述べる。
就業相談連絡員の方々が、皆集と實際相談御相談の上、その実施に務め、又、本村では既に実施して来ましたが、農協期における援農者受入、あつせん及び、農業労働者の合理的調整を図るための方策等が、具体的内容であります。
次に前述の就業相談連絡員には、次の方々が委嘱されました。

- 氏名 所轄部落
新木 莊一 井隨
小川吉次郎 島方
石井 二郎 横戸、水沢、水沢
渡辺利博知 横戸、水沢、卯八郎
星野 広作 遠藤
富平 正 五之上
尾内平次郎 大原、番屋
尾崎長三郎 茨島、称名
勝山初太郎 今井、大曾根甲
斎藤 清 園具、南

以上事業内容と実務活動をしていただく就業相談連絡員、お知らせさせていただきます。この事業について、おたづねしたい事がありましたら、農業委員会に設置しました、就業相談所へおたづね下さい。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給について

厚生課

このたび戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が本年六月一日公布施行になりました。
この特別弔慰金は額面三万円のもので、無利子の国債で昭和四十二年六月を初回として以後毎年六月に三万円ずつ十年間にわたって支給されるものであります。
遺族全部に對して支給されるものではなく、次の条件の人々に支給されるものであります。

- 一、配偶者の場合
(一)戦没者死亡後その遺族(二親等以内)と婚姻した者
(二)戦没者死亡後遺族を改めない婚姻した者
(三)昭和二十七年四月一日まで遺族以外と婚姻したが先順位に遺族が他にないため弔慰金を受けた者
二、子の場合
(一)年金を受けついでいたが、成年となったため受けられなくなり遺族のうち他の誰も年金を受けついでない場合
(二)弔慰金を受けた者
(三)弔慰金を受けついでないが遺族を受けた遺族がなく、遺族を受けた場合は戦没者の子

遺族援護法による弔慰金(五万円または三万円)を受けたい者(本人と同順位のものを含む)で昭和四十年四月一日において公務扶助遺族年金等の年金を本人を含めて誰も受けていない遺族がないという場合で次の区分によります。

耕作面積調べ

税務課

税金の基本は正確なる基礎資料にもとづいて公平かつ適正が必要であります。このことから耕作面積の調査は重要な基本調査であります。
本村の住民税の内、農業所得から得る割合は住民税全体の五・六％であり本村では農業所得から得る収入は貴重な存在であります。この半分以上の収入を得る住民税の基本は適正なる耕作面積の把握にあります。

本年も昨年同様各部落の耕地調査員に委嘱して八月中に移動調査を行いました。
この耕作面積の正確さを得るには各農家の皆さん方の御努力が必要であります。今後面積に不明の点や疑問の所がありましたら各耕地調査員を通じて御連絡下さい。

農耕用、けん引車のナンバー取替は...

ナンバー取替は...

農耕用のけん引車のナンバーは取替にいられたでしょうか。
昨年、県ナンバーから村ナンバーに取替ました。まだ取替してない車は至急取替下さい。
原則として車を持って来てナンバーの交付を受ける事になっておりますが、持参の事が至難の場合は次の事項を明記の上税務課窓口までおいで下さい。
一、車名、型式、車台番号
二、ナンバー番号
三、ナンバーの取替を希望する理由
四、運賃、申込者において負担の事
五、申込先 各大字総代または役場経済土木課

税金の基本は正確なる基礎資料にもとづいて公平かつ適正が必要であります。このことから耕作面積の調査は重要な基本調査であります。
本村の住民税の内、農業所得から得る割合は住民税全体の五・六％であり本村では農業所得から得る収入は貴重な存在であります。この半分以上の収入を得る住民税の基本は適正なる耕作面積の把握にあります。
本年も昨年同様各部落の耕地調査員に委嘱して八月中に移動調査を行いました。
この耕作面積の正確さを得るには各農家の皆さん方の御努力が必要であります。今後面積に不明の点や疑問の所がありましたら各耕地調査員を通じて御連絡下さい。

次に経営耕地の移動状況をみると次の第24表のようになります。

第24表 経営耕地の移動状況

Table with 4 columns: 区分 (年次別), 買入れて (戸数, 面積), 交換で得て (戸数, 面積), その他 (戸数, 面積), 計 (戸数, 面積). Rows for 昭和36, 38, 39 years.

Table with 4 columns: 区分 (年次別), 売却して (戸数, 面積), 交換に出して (戸数, 面積), その他 (戸数, 面積), 計 (戸数, 面積). Rows for 昭和36, 38, 39 years.

最近の農地の移動の特色としては、畿濃干拓工事に伴って新通川敷地買収による代替地として他地域の土地取得が目立っている他に交換による移動があります。

昭和36年の移動は増加率18%とあり移動面積の割増が増加している。

昭和38年においてもその数値も2.93%と大巾に増えている。調査はいづれも濃東村農業実態統計調査の結果である。

去る八月二日役場に於いて、村及び農業委員会、四ツ合、大原農業協同組合、共済組合、食糧事務所、産米改良組合等各関係機関並びに各大字総代、農家組合長の方々より懇話会「昭和四十年産米収穫期対策協議会」を開催し(1)日本一うまい米づくり運動収穫期対策重点事項について(2)昭和四十年産米集荷対策について(3)昭和四十年産米の検査対策について等協議した。...

昭和四十年産米収穫期対策

経済土木課

で穂いもちの多発生が懸念されこのような諸情勢に対応して第二期日本一うまい米作り県民運動の第一年度に当る昭和四十年産米の収穫期対策は病害虫防除の徹底、適期刈り、乾燥の適正を重点的に推進する。...

その他として本年度も日本一うまい米づくり優良農家の表彰事業として県知事賞及び村長賞の交付を予定しております。...

我が村の農業統計 その5 経済土木課 (文責 統計星野)

II 農業生産

(1) 稲作

本村農業が米作中心である事は述べたとおりである。1農家当り平均耕作面積を全国、県の場合と比較すると第21表のようになります。

(耕地)

第21表 1農家当り平均耕作面積

Table with 4 columns: 年次別, 全国 (反), 新潟県 (反), 濃東村 (反). Rows for 昭和36, 38, 39 years.

この表でわかるように本村の1農家当り耕作面積が多いことに基づくこととあります。本村の場合年々面積が多くなっているのは農家数の減少によるものであります。

次に昭和39年2月1日調査による広狭別農家数と面積を第22表で見ると

第22表 経営耕地広狭別農家数と面積

昭和39年調査

Table with 6 columns: 広狭別, 耕地総面積 (農家数, 面積), 田 (農家数, 面積), 畑 (農家数, 面積). Rows for various rice types and a total row.

本村の耕地の区画整理は昭和35年の国見地区を最後に全耕地終り1区画10aである。

経営耕地の分散狭少状況を濃東村農業実態統計調査より求めると次のとおりであります。

第23表 経営耕地広狭別分散少状況

昭和39年調査

Table with 6 columns: 分散狭少性 (総農家数, 分散性), 狭少性 (1農家当り団地数, 1団地当り枚数, 1団地当り面積, 1枚当り面積). Rows for various rice types and a total row.

この表では経営耕地規模が大きくなるにつれて、1農家当り団地数及び団地当り枚数、面積及び1枚当り面積とも多くなっていることがわかる。本村は1農家当り団地数は6.7カ所、1団地当り枚数は2.6反と少なく、1団地当り面積は2.5反となり1枚当り面積は9.6枚という結果ができてきている。

生活の衛生

朝夕の気温は、何にかし秋を思わせる頃ですが、まだまだ真夏の暑さはみえませんが、うだるような暑さに、食欲もなく、冷蔵庫の扉の落着くひまもないといつたころでしょうか。こが肝心なところなのですが、こが秋の取り入れ時期、春の田植にも増して労働が続きます。その時に始めて夏の生活の良し悪しが出てくるのも春と秋の農繁期に出でくるのも春と秋の農繁期に多くみられます。湯東村の全人口の二九%を占めていて、これは百人の中三十人が一ヶ月に医者にかかるということですが、平均毎月二千人が医者のおかげです。平均毎月二千人の金額も大したものです。平均一ヶ月二百五十万の金が村から出るわけですから。立派な保養所が幾つも建つてしまします。金くもったいな気が持がします。病気でいくら金を使っても利権がありません。こんな金は出来るだけ使いたくないものですね。病気になるまで、病気で、何んにもなりません。病気で以前の保健衛生が大切なのです。皆さんはもう婦人会や若妻会、老人クラブなどいろいろの奨励のことや、予防のころ、労働のことについて百も承知でおられます。ですからここでどくどくとお話しはしません。どうぞこの秋を元気で過ごされるよう、今から充分心していただきます。と思います。そして、つとつとと保健婦を御利用下さいますようお願いいたします。

次に一寸した注意信号を申し上げます。夏やせ。気温の高すぎる時は消化液の分泌能力も低く、ビタミンB<sub>1</sub>や血や肉になる蛋白質も欠乏しやがちな。食欲減退で大かた夏やせを経験しますが、胃腸の弱い人に多くみられます。でもある程度までこれを防ぐことができるのです。真になると冷たくて水分の多いものを多く摂る傾向があります。ですから同じ冷たいものでも栄養のあるものを摂るように。暑いからといって、水ばかり飲むといたしません。暑いときは発汗、その他のために食塩その他のミネラル(海草類、カルシウム、鉄分)などの量も多く必要とします。おかつの味つけも冬に比べると塩分を増す必要があります。又あつたりしたものと、この中で蛋白質の低い食物にかたよることも注意して。そこが家庭のお母さんの腕のみせどころです。どうぞ日頃の調理実習講習会を生かして、家庭の健康を守って下さい。

小児 粉乳熱 母親のなかには、よりたくさんの栄養を与えたいために、スリキスで計らねばならない粉ミルクを少しずつ多い目に計る人がいます。涼しい季節には、たいした障害は見られないのですが、夏はそのために水分が不足し、熱をだす赤ん坊すく現われてきます。大量の汗で水分が失われるためです。一定量の粉ミルクには一定量以上の水分がどうしても必要です。腎臓が濃い尿をつくる能力には限界があり、しかも低いのです。これが大人よりかなり低いのです。一般に使用されている調合の割合は気温が二〇度位までの状態では水分のゆとりもかなり見込んで計算されていますが、気温が三〇度をこえたと旨の指示通り調合せたのでは、水分の余裕がありません。ましてこれに指示以上にミルクを入れたら、熱が出るのは当然です。いつも言っていますようにミルクをたくさん入れたからと言って肥るのではありません。個々の発育と状態とそれぞれ異なってきます。どうぞ赤ちゃんの育児相談にはきつてお出かけ下さい。赤ちゃんもさぞ気持ちよく伸びと大きくなり喜びのことでしょう。

農業機械化技術者養成講習会の開催について

経済土木課

農業機械化技術者の推進並びに農業近代化のために急速に仲展しつつある大型農業機械類の適正円滑なる促進を図るため、大型特許免許を主体とした知識、技術の講習が先回の七月に引続いて左記により実施されるので希望者は至急申し出下さい。尚申込希望者が講習人員定数をオーバーした場合は県において選考されることもある。又申込の切日以降は一切受け付けいたしませんので申添えます。

講習の種類区分	講習の内容	講習の対象者	講習日程		講習場所	申込/切期
			講習人員	講習日程(開催期日 試験日)		
1 農用トラクター基礎技術講習	大型特許免許取得を主とする。特殊型トラックの運転技術講習。第4回の学科講習も併せて行う。	農用トラクターの運転に必要とする。農用トラクターの運転に必要とする。農用トラクターの運転に必要とする。	20	10月14日～26日(13日間)	巻町農業センター	9月7日
2 農用トラクター基礎技術講習	大型特許免許取得を主とする。特殊型トラックの運転技術講習。第4回の学科講習も併せて行う。	農用トラクターの運転に必要とする。農用トラクターの運転に必要とする。農用トラクターの運転に必要とする。	50	10月27日～11月3日(8日間)	巻町農業センター	9月7日
3 農用トラクター基礎技術講習	大型特許免許取得を主とする。特殊型トラックの運転技術講習。第4回の学科講習も併せて行う。	農用トラクターの運転に必要とする。農用トラクターの運転に必要とする。農用トラクターの運転に必要とする。	20	11月4日～10日(7日間)	巻町農業センター	9月7日